特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２０号
東京都千代田区大手町２丁目３番２号
清算株式会社　ライフタイムコンサルティング株式会社
代表清算人　西村　謙三
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
福井県敦賀市公文名４号31番地
清算株式会社　株式会社ＤＳＫ
代表清算人　新谷　徳治
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（ヒ）第３００６号
大阪府門真市脇田町32番22号
清算株式会社　株式会社ＭＳ
代表清算人　鈴木　正美
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲490番地の１
清算株式会社　株式会社ＳＫ
代表清算人　伊藤浩一郎
１　決定年月日　令和７年４月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所厳原支部

令和７年（ヒ）第３号
宮崎県都城市松元町３街区20号
清算株式会社　株式会社Ｎ商事
代表清算人　中山　雅和
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０６９号
東京都江東区佐賀１丁目１番14号
清算株式会社　原ヘルス工業株式会社
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２４号
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町８番地
清算株式会社　株式会社リフレクション
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　エイチエス株式会社
代表清算人　平野　治彦
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、エイチエス株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。